

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

JUNE 1ST 2016

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 5月製造業PMI指数 前月から横ばいの50.1

【産 業】

- 2015年の中国電子商取引規模 前年比+36.5%の18兆3,000億元に
- 越境電子商取引（EC）の新税制 通関証明書の提出等1年間免除

【貿易・投資】

- 山東省の最低賃金 6月より引き上げ

■ RMB REVIEW

- 米ドルの動きを注視しつつも軟調推移を予想

■ EXPERT VIEW

- 事業者集中申告（その1）一般申告基準について

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695（代表） 大阪:06-6206-8434（代表） 名古屋:052-211-0544（代表）

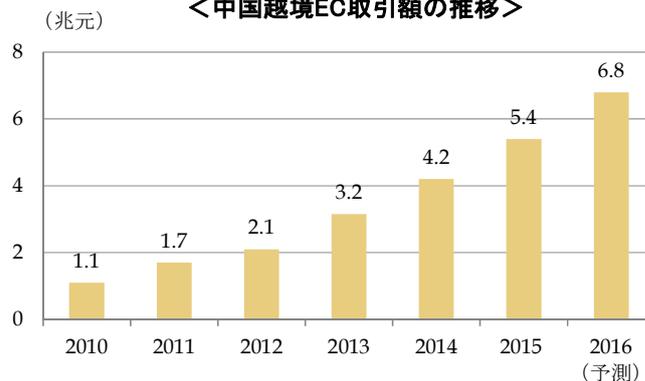
- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

＜中国EC取引額の推移＞



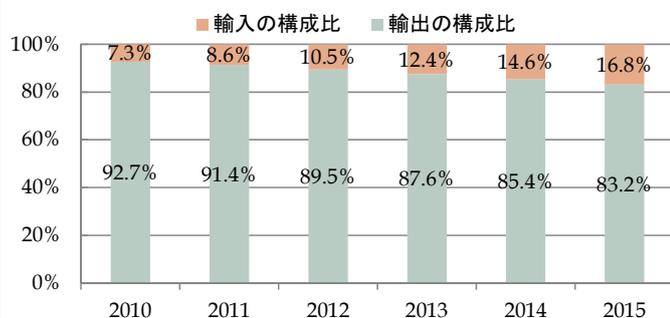
(出所) 中国電子商取引研究センター「2015年度中国電子商取引市場データモニタリング報告」を基に作成。

＜中国越境EC取引額の推移＞



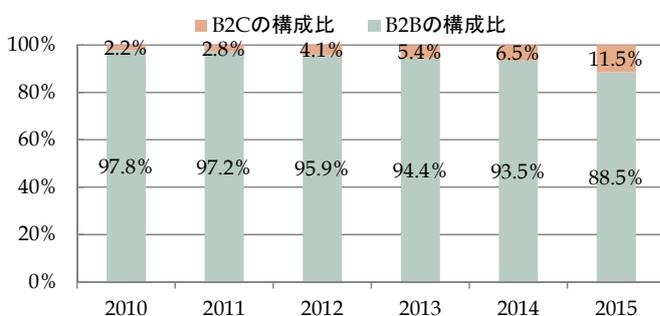
(出所) 中国電子商取引研究センター「2015年度中国電子商取引市場データモニタリング報告」を基に作成。

＜中国越境ECの輸出入別構成比の推移＞



(出所) 中国電子商取引研究センター「2015年度中国電子商取引市場データモニタリング報告」を基に作成。

＜中国越境ECの取引形態別構成比の推移＞



(出所) 中国電子商取引研究センター「2015年度中国電子商取引市場データモニタリング報告」を基に作成。

◆越境電子商取引(EC)の新税制 通関証明書の提出等1年間免除

税関総署は5月24日、「越境電子商取引小売輸入に係る新たな監督管理要求の実施に関する通知」(署弁発〔2016〕29号)を発表した。4月8日から実施されている越境EC取引商品に対する新税制^(※1)への移行に伴う暫定措置として、通関証明書の検査や輸入許可証の提出等を2017年5月11日まで一時的に免除するとしている。

具体的には、越境EC試行都市10都市^(※2)を対象に、海外の通販サイトから購入した保税商品が保税区等の税関特別監督管理区域または保税物流センター(B型)に入る際には、通関証明書の検査を行わない。また、「越境電子商取引小売輸入商品リスト」に記載されている化粧品、粉ミルク、医療機器、健康食品等に求められている初回輸入時の輸入許可証の提出や登録または届出も免除するとした。

一方、直接輸入方式の場合は、全国で上記商品に対する輸入許可証の提出や登録または届出を要求しないとされている。

(※1) 詳細については本誌3月30日号をご参照。

<http://www.bk.mufg.jp/report/inschiweek/416033001.pdf>

(※2) 10都市: 天津、上海、杭州、寧波、鄭州、広州、深圳、重慶、福州、平潭。

【貿易・投資】

◆山東省の最低賃金 6月より引き上げ

山東省政府は5月25日、青島市(黄島区等)の最低賃金を1,600元(2015年3月改定)から1,710元へ引き上げることを発表し、6月1日より実施した。山東省の直近4年間の最低賃金平均上昇率は、2013年が11.9%、2014年が10.0%、2015年が7.4%、2016年が6.9%と縮小傾向にあり、今年は最低となった。

なお、今年に入って最低賃金の引き上げを実施・発表した地域は、山東省に加え、上海市、江蘇省、遼寧省、重慶市、海南省、天津市の合計7地域となった一方、広東省は2016年と2017年の据え置きを発表している。

(※)各地域の最低賃金については、下記リンクをご参照

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/316060101.pdf>

RMB REVIEW

◆米ドルの動きを注視しつつも軟調推移を予想

足許の人民元相場の下落は、主に米利上げ観測を受けたドル高が背景と見られ、昨夏や今年初に見られたような「市場の混乱」に繋がる公算は小さい。とは言え、中国を巡っては、不透明感が根強く、人民元改革への思惑も警戒されよう。来月(6月)は米ドルの動きを注視しつつも、人民元安基調の継続を予想する。

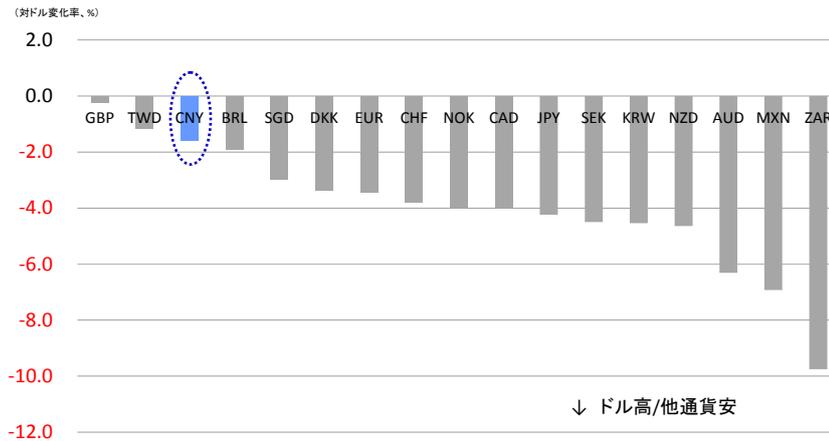
5月の人民元相場は、米利上げ観測の高まりを背景に、オンショア(中国国内市場、CNY)、オフショア(中国国外市場、CNH)共に下落した。月初、6.4710で寄り付いたCNYは、直後に高値となる6.4704を示現するも、対主要通貨でドル買いが強まる中、月末にかけて大きく下落。冴えない中国の経済統計も重石となり、5/30には、1/15以来となる安値6.5825まで下落した。オフショア人民元も同様に、月初、6.4869で寄り付いたCNHは、翌5/3に、高値となる6.4740を記録した。しかし、米利上げ観測が高まると一転、月末にかけて下落。5/30には、2/4以来となる安値6.5917を示現し、同水準にて越月しそうだ(第1図)。

第1図：人民元相場と基準値(対ドル)の推移



全人代閉幕以降、人民元は対ドルで安定した推移が継続したが、足許で再び下げ足を速めている。対ドル基準値は、約5年3ヶ月ぶり安値(6.5790)を更新。CNYも、1月に付けた安値6.5945にじわりと接近している。とは言え、昨夏や今年初のような「市場の混乱」は、特段見られていない。足許の人民元下落の背景は、中国側の要因というより、米利上げ観測の台頭に伴う「ドル高」に起因していると言えよう。事実、今月の米ドル相場は、主要通貨に対して全面高となっている(第2図)。寧ろ人民元の対ドル下落率はわずか1.6%に留まっており、これは英ポンドや台湾ドルに次ぐもの。足許の動きは元安とは言い難く、資本流出や人民元の先安観の台頭に繋がる公算は小さいだろう。

第2図：主要通貨の対ドル変化率(5/2～5/30)

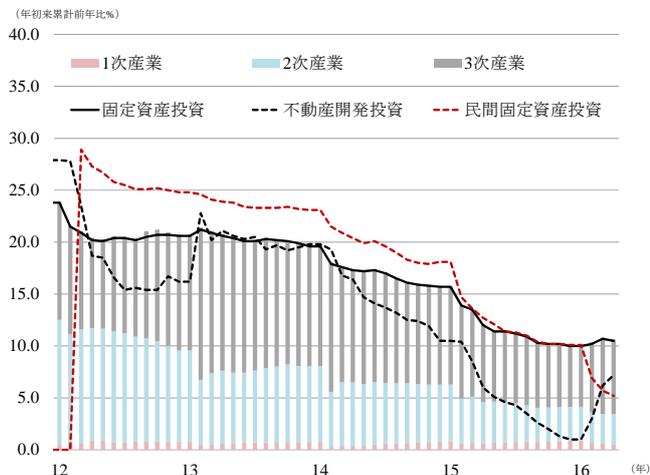


(資料) Bloomberg より三菱東京 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

とは言え、中国を巡る不透明感は根強い。注目された固定資産投資では、民間投資の落ち込みが足枷となり、市場予想を下回る冴えない結果となった(第3図)。同時に発表された鉱工業生産(第4図)、小売売上高(第5図)についても、共に市場予想を下回るなど、全人代を経て高まりつつあった景気回復期待が、足許で再び後退している。加えて、過剰流動性を背景に資金流入が続いてきた商品先物市場や社債市場でも、4月後半以降、巻き戻しの動きが活発化。金融市場の不安定化が警戒される中、上海総合指数は、MSCI 新興国市場指数採用への期待感があるにも係らず、約2ヶ月ぶり安値を更新している(第6図)。

また、人民元改革に向けた政府当局の取り組みも、潜在的な元安リスクを想起させよう。足許では、窓口指導を通じた資本規制を背景に、国内から国外への資本流出が抑制されているものの、当局が人民元改革を一段と前進させれば、規制緩和とともに、資本流出圧力が強まる可能性もあるだろう。特に10月のSDR(IMFの特別引き出し権)組み入れ開始を前に、中国当局が自由に売買可能な人民元のハードカレンシー化を企図し、変動幅拡大や変動相場制への移行等に踏み切る展開も十分に想定される。こうした動きはいずれも、ボラティリティ拡大に繋がる為、結果的にかえって市場が混乱に陥る可能性も否定できない。事実、国家外為管理局は4月に、「資本市場における人民元の交換性を推進する」「オンショアとオフショア市場の人民元レートの一歩化を目指す」と発表。今後は、こうした人民元改革の動向にも留意が必要と考える。

第3図：固定資産投資の推移



(資料) 中国国家统计局より三菱東京 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第4図：鉱工業生産の推移



(資料) 中国国家统计局より三菱東京 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第5図：小売売上高の推移



(資料) 中国国家统计局より三菱東京 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第6図：上海総合指数の推移



(資料) Bloomberg より三菱東京 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

以上の通り、最近の人民元相場の下落は、主に米国側の材料に起因しており、すぐに昨夏や今年初のような中国発の混乱に繋がる類のものではないだろう。とは言え、足許では、中国経済を巡る不透明感が再び高まる等、楽観ムードも後退している。過剰債務や過剰生産が意識される中で、景気への下押し圧力は想像以上に根強い。先述の通り、10月のSDR組み入れ開始前に、当局が通貨政策の変更(通貨切り下げや変動幅拡大など)に踏み切る可能性も十分に想定しておくべきであろう。いずれのケースも人民元相場の重石となり易く、常に下値リスクには警戒が必要だ。米ドルの動きを睨みながらも、人民元相場の軟調推移を予想する。

| 予想レンジ | 6月 | 7月~9月 | 10月~12月 | 1月~3月 |
|---------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| USD/CNY | 6.450~6.650 | 6.550~6.750 | 6.450~6.750 | 6.400~6.600 |
| CNY/JPY | 16.2~17.5 | 15.7~17.1 | 15.6~17.1 | 15.5~17.1 |

(5月31日作成) グローバルマーケットリサーチ

| 日付 | USD | | | | JPY(100JPY) | | HKD | | EUR | | 金利 (1wk) | 上海A株 指数 | |
|------------|--------|---------------|--------|---------|-------------|---------|---------|---------|--------|---------|-------------|------------|--------|
| | Open | Range | Close | 前日比 | Close | 前日比 | Close | 前日比 | Close | 前日比 | | 前日比 | 前日比 |
| 2016.05.23 | 6.5430 | 6.5410~6.5550 | 6.5519 | 0.0086 | 5.9789 | 0.0438 | 0.84350 | 0.0003 | 7.3458 | 0.0038 | 2.2500 | 2976.80 | 18.90 |
| 2016.05.24 | 6.5570 | 6.5522~6.5584 | 6.5567 | 0.0048 | 5.9782 | -0.0007 | 0.84391 | 0.0004 | 7.3307 | -0.0151 | 2.1000 | 2953.81 | -22.99 |
| 2016.05.25 | 6.5606 | 6.5561~6.5658 | 6.5620 | 0.0053 | 5.9567 | -0.0215 | 0.84497 | 0.0011 | 7.3157 | -0.0150 | 2.2500 | 2946.70 | -7.11 |
| 2016.05.26 | 6.5570 | 6.5512~6.5620 | 6.5619 | -0.0001 | 5.9648 | 0.0081 | 0.84451 | -0.0005 | 7.3319 | 0.0162 | 2.5000 | 2954.42 | 7.72 |
| 2016.05.27 | 6.5530 | 6.5504~6.5619 | 6.5597 | -0.0022 | 5.9801 | 0.0153 | 0.84496 | 0.0005 | 7.3313 | -0.0006 | 2.0000 | 2953.29 | -1.13 |

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

事業者集中申告(その1)一般申告基準について**1.はじめに**

2016年5月4日、中華人民共和国商務部独占禁止局は、そのオフィシャルサイトにおいて、中国のA社と日本のB社が合弁企業の設立にあたって法に基づき事業者集中申告を行っていないことを理由に、それぞれ15万人民元の過料に処する旨の行政処罰決定書を公開しました。また、同オフィシャルサイトでは、同様の理由から、同日に他にも2件の行政処罰決定書を公開し、2015年にも同様の理由から、4件の行政処罰決定書を公開しています。

このように、商務部は、法に基づき事業者集中申告を行っていない行為に対して厳格に臨む姿勢を示しており、日系企業を含む多くの外国企業にとって、中国での事業者集中申告は十分に注意を要する事項であるといえます。このため、本稿では数回に亘り、事業者集中申告について取り上げたいと思います。今回は、主として事業者集中申告の一般申告基準¹について概説致します。

2.事業者集中申告に該当するもの及び罰則

「中華人民共和国独占禁止法」²(以下「独禁法」といいます)第20条、第21条では、「事業者集中」に該当するものとして以下を列挙し、それが国務院規定の申告基準に達する場合には、事前に申告しなければならないと規定しています。

【事業者集中に該当するもの】

- ① 事業者が合併すること
- ② 持分又は資産の取得の方式によりその他の事業者に対する支配権を取得すること
- ③ 契約等の方式により、その他の事業者に対する支配権を取得し又はその他の事業者に対して決定的な影響を与えることができること

また、仮に申告をせずに集中を実施した場合、集中実施の停止、期限を定めた株式又は資産の処分、期限を定めた営業の譲渡又はその他の必要な措置を行って集中の実施前の状態に回復するよう命じられ、50万元以下の過料に処される可能性があります(独禁法第48条)。

冒頭の案件では、まさに当該条項に基づき処罰がなされました。

¹ 一般申告基準以外のものとしては、簡易申告基準があります。

² 主席令第68号、2007年8月30日公布、2008年8月1日施行。

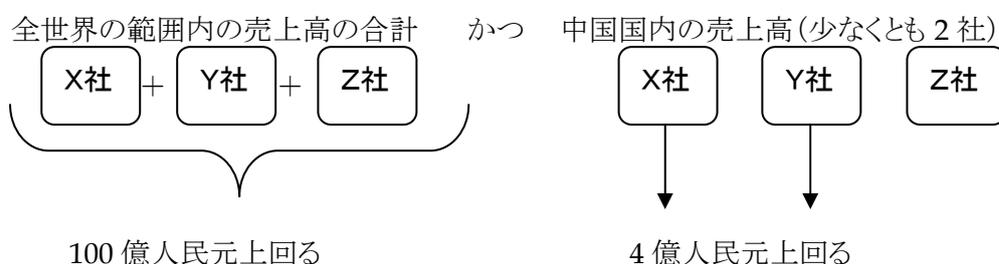
3.一般申告基準

(1)一般申告基準

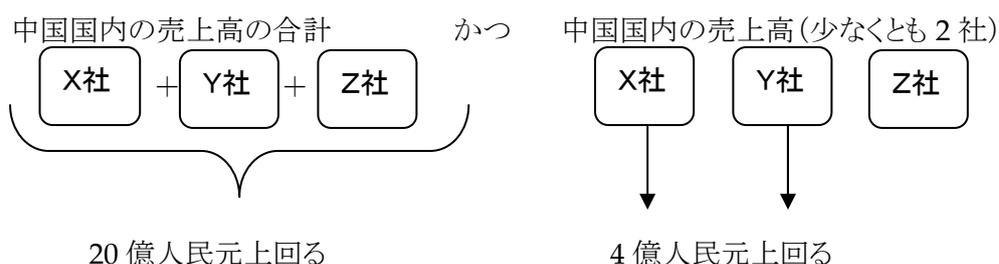
一般申告基準については、「事業者集中の申告基準に関する国务院の規定」(以下「本規定」といいます)³等において定められています。本規定第 3 条によれば、事業者集中の事前申告についての一般申告基準は以下①②のとおりであり、いずれかに該当する場合には事前申告が必要です。

【事業者集中の一般申告基準】

- ① 集中に参加する全ての事業者の前会計年度における全世界の範囲内の売上高の合計が 100 億人民元を上回っており、かつそのうち少なくとも 2 つの事業者の前会計年度における中国国内の売上高がいずれも 4 億人民元を上回っている場合



- ② 集中に参加する全ての事業者の前会計年度における中国国内の売上高の合計が 20 億人民元を上回っており、かつそのうち少なくとも 2 つの事業者の前会計年度における中国国内の売上高がいずれも 4 億人民元を上回っている場合



冒頭の中国の A 社及び日本の B 社による合弁企業設立事案においては、商務部は、「A 社及び B 社の 2013 年における中国国内の売上高はいずれも 4 億人民元を超えており、かつ合計が 20 億人民元を超えており、申告基準に達しているものの事前申告を行っていないため、法規違反と判定する」とし、上記のうち②に該当することを明確に指摘しています。

³ 国务院令 第 529 号、2008 年 8 月 3 日公布、同日施行。

なお、本規定の公布日に、国务院法制事務室の担当者は、記者からの質問に対して、「・・・現在、各国には、事業者集中の申告基準が事前に確定できるような完全に合理的かつ正確な方法はなく、いずれも、とりあえず大まかな基準を規定し、実際の状況に基づき、適宜調整している。中国の事業者集中の申告基準は施行から一定期間経過後にもし不適切であれば、適宜調整することが可能である」と回答しており、上記一般申告基準は今後調整される可能性もあります。

(2) 一般申告基準における各文言の意義

上記の一般申告基準における「売上高」、「全世界の範囲」及び「中国国内」等の各文言の意義については、本規定及び本規定施行後に商務部が制定した「事業者集中申告規則」⁴(以下「本規則」といいます)、「事業者集中の申告に関する指導意見(2014年改正)」⁵(以下「本意見」といいます)において明確に規定されています。そのうち、重要な文言の意義は以下の通りです。

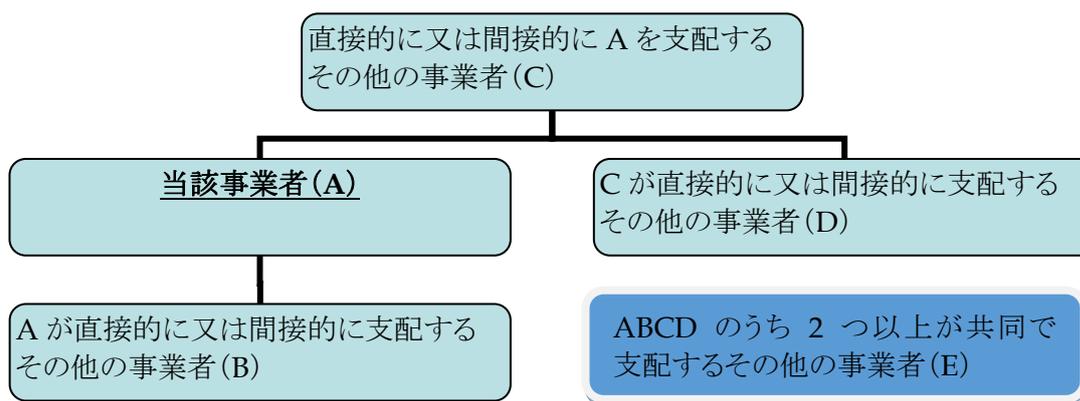
ア 「売上高」

売上高は、**関連事業者**が前会計年度において**製品の販売及びサービスの提供**により獲得した収入から関連する租税公課を差し引いたものです(本規則第4条第1項、本意見第5条第1項)⁶。

また、本規則第5条及び本意見第6条の規定によれば、売上高は、下図の**関連事業者**(ABCDE)の売上高の合計額(但し、ABCDE間の売上高は含まれません)によって算出されます。

【売上高の算出】

下図の**関連事業者**(ABCDE)の売上高の合計額(但し、ABCDE間の売上高は含まない)



⁴ 商務部令2009年第11号、2009年11月21日公布、2010年1月1日施行。

⁵ 2009年1月5日公布、同日施行。2014年6月6日改正公布、同日施行。

⁶ なお、銀行業の金融機関、証券会社、先物会社、基金管理会社及び保険会社等の金融業事業者の集中申告の売上高の計算は、その特別な状況を考慮し、別途、「金融業事業者の集中申告の売上高の計算規則」(商務部、中国人民銀行、中国銀行業監督管理委員会、中国证券监督管理委员会、中国保险监督管理委员会令2009年第10号、2009年7月15日公布、同年8月15日施行)に規定される計算方法によって計算されることとされています。

イ「全世界の範囲」

これには中国国内の売上高が含まれます。即ち、全世界の範囲内の100億人民元の売上高には中国国内の売上高が含まれます(本意見第5条第3項)。

ウ「中国国内」

中国国内とは、事業者が提供する製品又はサービスの買主の所在地が中国国内であることを指します(本規則第4条第2項、本意見第5条第2項)。このため、事業者が中国以外の国又は地域から中国に輸入する製品又はサービスは含まれますが、事業者が中国から中国以外の国又は地域に輸出する製品又はサービスは含まれません。

4.おわりに

中国において、合弁会社の設立、中国企業の買収・合併案件に関わる外国企業及び中国企業の規模は、前述の事業者集中申告の一般申告基準に容易に達してしまいます。他方で、中国の独禁法が施行されてから7年が経過し、商務部における事業者集中申告案件に対する審査経験も積み重なっており、その審査能力も向上しているように見受けられます。

以上のことからすれば、外国企業において事前申告を行わずに事業者集中を実施することに対する処罰のリスクは、独禁法施行当初より高まっているといっても過言ではありません。

このため、事業者集中に該当する案件を実施する際には、当該案件が事業者集中に該当するか、及び当該事業者集中が一般申告基準に達していないかを十分に確認し、また場合によっては、本規則第8条、本意見第9条に基づく申告前の相談制度を利用するなど、細心の注意を払って行う必要があります。

黒田法律事務所
弁護士 鈴木龍司
中国弁護士 譚 婷婷

～アンケート実施中～
(回答時間:10秒。回答期限:2016年7月1日)
<https://s.bk.mufg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>